

## 印紙税法の廃止

### 印紙税法を廃止する法律案について（案）

- 1 印紙税法は、廃止すること。
- 2 施行期日のほか、印紙税法の廃止に伴う経過措置、他法改正等の規定を設けること。

※ 印紙税法廃止後の印紙の買戻し等の検討について

印紙税は、印紙による納付が原則となっており、印紙税法の廃止後には、印紙税の納付のために事前に購入していた印紙が不要になるため、現行法では認められていない印紙の買戻しを一定期間行うこと等の検討もあり得るか。

もっとも、印紙は、国への手数料等の納付にも使用でき、その使い道がなくなるわけではないため、上記の検討は不要との整理もあり得るか。

- ※ 印紙税法を廃止する理由等についての参考資料（**別紙**「印紙税を廃止すべきとの意見、印紙税のあり方を見直すべきとの要望」）

### ○ 予算編成の方針について

政府は、印紙税法の廃止による税収減に見合う歳出の削減を行うことを基本に予算を編成すること。

※ 印紙税による税収額（国の一般財源）については、正確な統計がないとされるが、参考としては以下の数値が挙げられる。

- ・ 税収額は約 2,800 億円である旨の記事（日経新聞電子版令和 3 年 5 月 16 日、共同通信令和 3 年 8 月 30 日）
- ・ 平成 31 年度の税収額は約 3,500 億円である旨の答弁（小野平八郎財務省大臣官房審議官答弁、第 198 回国会衆議院内閣委員会議録第 15 号（平成 31 年 4 月 26 日））

### ○ 印紙税法の廃止による影響の調査

印紙税法の廃止後、それによる影響（国税庁による徴税コストの減少、納付に要していた民間の事務コストの減少等）を把握するため、必要な調査を行うこと。